

福井県報

第 80 号
令和 2 年
2 月 28 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,920円郵送料共

規 則

河川法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年二月二十八日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第一号

河川法施行細則の一部を改正する規則
河川法施行細則(平成十二年福井県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。
様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

規 則

— 目 次 —
(※は、県例規集登載事項)

※河川法施行細則の一部を改正する規則(一・河川課)……………一

※建築士法施行細則の一部を改正する規則(二・建築住宅課)……………四

告 示

※急傾斜地崩壊危険区域の指定(八〇・砂防防災課)……………二

○建築士法第四條第四項第一号または第二号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認める者(八一・建築住宅課)……………一

○建築士法第十五條第一号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認める者(八二・同)……………一三

○道路の位置の指定(八三・嶺南振興局)……………一五

○福井県水源涵養地域保全条例に基づく地域指定の予定(森づくり課)……………一五

○土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……………一五

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件・都市計画課)……………一五

議会訓令

※福井県議会議員記章規程(一・議会局総務課)……………一六

※福井県議会議会局の職員等の旅費取

扱規程の一部を改正する訓令(二・同)……………一六

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(一一)……………一六

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(一二)……………一七

○政治団体の解散の届出(一三)……………一八

○資金管理団体でなくなった旨の届出(一四)……………一八

○平成二十九年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正(一五)……………一九

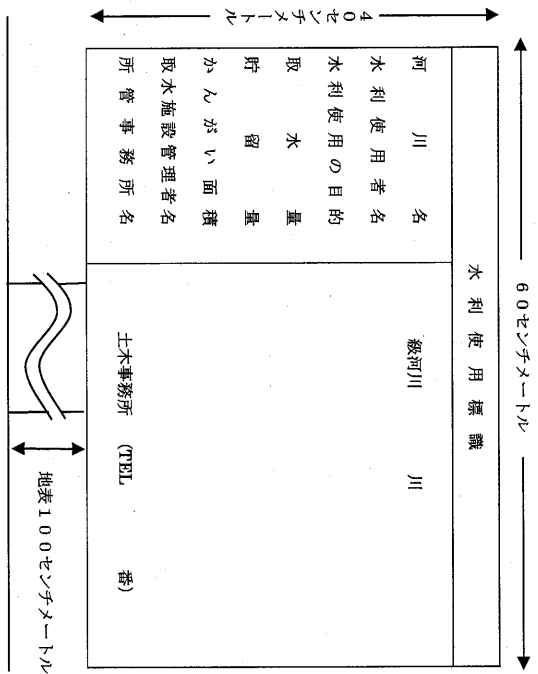
○平成三十年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正(一六)……………一九

選挙管理委員会訓令

※福井県選挙管理委員会の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令(一)……………一九

様式第1号 (第3条関係)

水利使用に係る標識

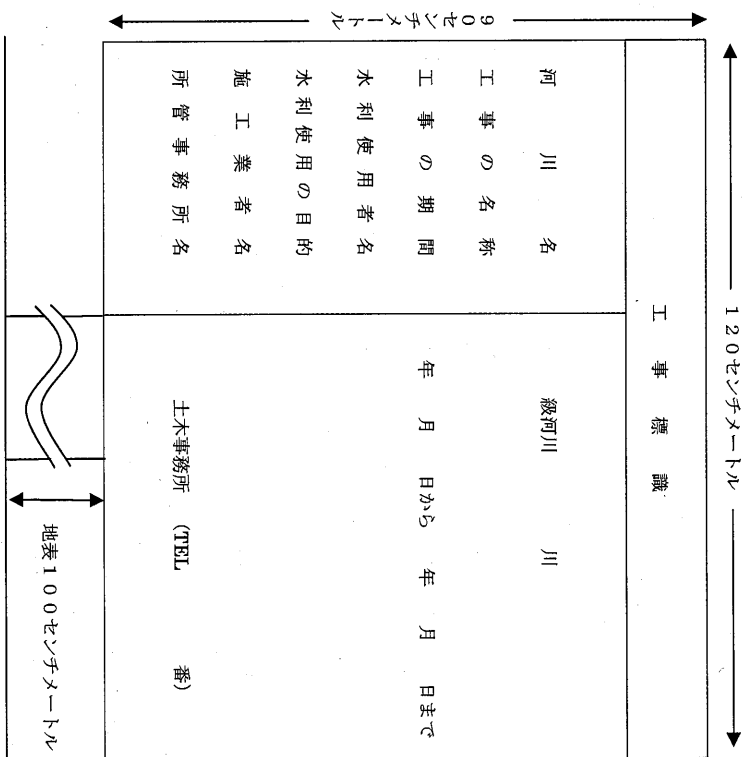


備考

- 1 標識は、容易に腐食しないものを材質とし、標識板の下地は白色、文字は黒色とし、明瞭に表示すること。
- 2 「取水量」の欄にはかんがい用水にあっては期別ごとの最大取水量、水力発電にあっては最大取水量（揚水式発電にあっては最大揚水量を含む。）、その他の水利使用にあっては最大取水量をそれぞれ記載するものとする。
- 3 「貯留量」の欄には、ダムに係る水利使用におけるダムの有効貯留量を記載するものとし、ダムに係る水利使用以外のものについては、「貯留量」の欄は不要とする。
- 4 「かんがい面積」の欄には、かんがいのための水利使用における受益面積を記載するものとし、かんがいのための水利使用以外のものについては、「かんがい面積」の欄は不要とする。
- 5 掲示場所の状況等により、知事が必要と認める場合は、標識の大きさまたは形状の一部を変更することができる。

様式第2号 (第3条関係)

工事に係る標識

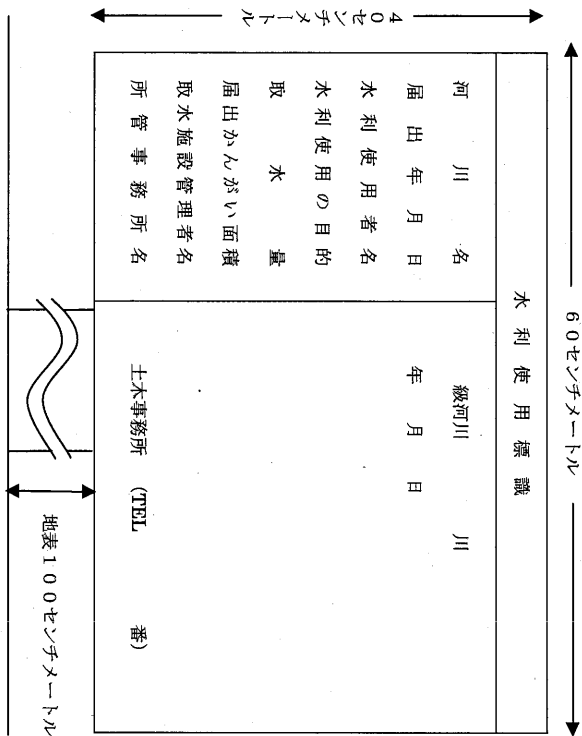


備考

- 標識は、容易に腐食しないものを材質とし、標識板の下地は白色、文字は黒色とし、明瞭に表示すること。

様式第3号 (第3条関係)

法第88条の水利使用に係る標識

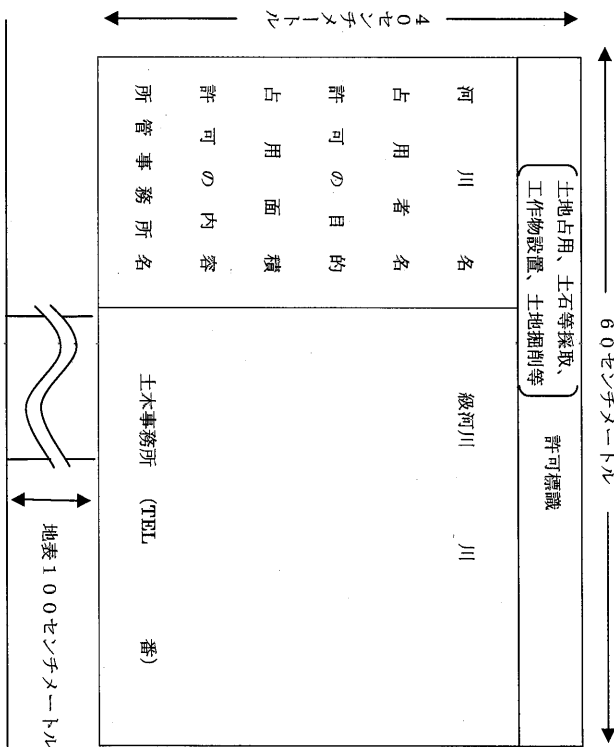


備考

- 1 標識は、容易に腐食しないものを材質とし、標識板の下地は白色、文字は黒色とし、明瞭に表示すること。
- 2 取水量は原則として記載しないものとするが、河川管理者および水利使用者の両者が適正であると確認した場合に限り記載するものとする。
- 3 掲示場所の状況等により、知事が必要と認める場合は、標識の大きさまたは形状の一部を変更することができる。

様式第4号 (第3条関係)

流水占用以外の許可に係る標識



備考

- 1 標識は、容易に腐食しないものを材質とし、標識板の下地は白色、文字は黒色とし、明瞭に表示すること。
- 2 掲示場所の状況等により、知事が必要と認める場合は、標識の大きさまたは形状の一部を変更することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の様式第一号から様式第四号までにより揭示されている標識については、改正後の様式第一号から様式第四号までによるものとみなす。

建築士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年二月二十八日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年福井県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(免許の申請)

第三条 法第四条第三項の規定により二級建築士または木造建築士の免許を受けようとする者は、二級(木造)建築士免許申請書(様式第一号)に、次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合において、これに代わる適当な書類)を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第十七条第一項の規定により同項第一号および第二号に掲げる書類を知事に提出した場合または同条第二項の規定により当該書類を指定試験機関(法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。)に提出した場合で、当該書類に記載された内容と二級(木造)建築士免許申請書(様式第一号)に記載された内容が同一であるときは、第三号および第

四号に掲げる書類を添えることを要しない。

一 本籍の記載のある住民票の写し
二 知事または指定試験機関が交付した二級建築士試験または木造建築士試験に合格したことを証する書類の写し

三 次のイからハまでのいずれかに掲げる書類
イ 法第四条第四項第一号または第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書

ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、法第四条第四項第一号または第二号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有することを証する書類

四 法第四条第四項第二号から第四号までに該当する者(同項第三号に該当する者にあつては建築実務(同条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を要するものに限る。)にあつては、実務経歴書(様式第一号の二)および実務経歴証明書(様式第一号の三)

2 法第四条第五項の規定により二級建築士または木造建築士の免許を受けようとする者は、二級(木造)建築士免許申請書(様式第一号)に、前項第一号に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合において、これに代わる適当な書類)および外国の建築士免許証の写しを添えて、知事に提出しなければならない。
3 前二項の申請書には、申請前六月以内に

撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。
第四条第一項中「前条第一項」を「前条第一項または第二項」に改める。
第六条から第七条までの規定中「はり付けた」を「貼付した」に改める。
第十五条第一項中「。次項において同じ」を削り、「その申請により、当該学科の試験に合格した二級建築士試験に引き続き行われる次の二回の試験」を「学科の試験に合格した二級建築士試験(以下「学科合格試験」という。に引き続き行われる次の四回の二級建築士試験のうち二回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「法第十五条第一号に該当する者および同条第三号に該当する者のうち同条第一号に該当するもの」に準ずるものとして知事が認めるものにあつては、第一号および第三号に掲げる書類)を削り、同項第一号イ中「第十五条第一号または第二号」を「第十五条第一号」に、「当該各号」を「同号」に改め、同号ロ中「第十五条第三号」を「第十五条第二号」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 法第十五条第二号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有することを証する書類

第十七条第一項第二号を次のように改める。

二 法第十五条第二号に該当する者のうち建築実務の経験を要するものまたは同条第三号に該当する者にあつては、実務経歴書(様式第一号の二) および実務経歴証明書(様式第一号の三)

第二十六條第二項中「合格者一覧表」の下に「ならびに合格者が第十七条第二項の規定に基づき指定試験機関に提出した書類」を加える。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

(表面)

二級 建築士免許申請書
木造

(裏面)

受付欄 二級 建築士免許申請書 木造		登録番号 ※登録年月日	第 年 月 日
私は、二級 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。			
福井県知事	年 月 日	氏名	①
氏名	生年月日	年 月 日生	性別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
住所	〒		写真 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写眞の裏面に氏名および撮影年月日を記入したもので取り付けてください。 2 貼付された写眞は免許証に貼付されます。
試験 合格通知書 年 月 日	二級建築士試験または木造建築士試験に合格した年	合格番号	年
受験申請区分 <input type="checkbox"/> 1 学歴のみ <input type="checkbox"/> 2 学歴+建築実務 <input type="checkbox"/> 3 建築実務のみ <input type="checkbox"/> 4 建築設備士 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第4条第5項	学校名 学部分・学科名 入学・卒業(修了)年月	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計
1 学歴のみにより申請する場合のみ記入	学校名	学部分・学科名	入学・卒業(修了)年月
2 学歴+建築実務により申請する場合のみ記入	学校名	学部分・学科名	入学・卒業(修了)年月
3 建築実務のみにより申請する場合のみ記入	建築実務経験期間の合計		
4 建築設備士により申請する場合のみ記入	建築設備士登録番号・登録年月日	登録番号 第 号 登録年月日	年 月 日
5 建築士法第4条第5項により申請する場合のみ記入	免許名称	免許者名	資格認定書の年月日

欠格事由 1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪および刑 あるときはその刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日 2 建築士法の規定に違反して、または建築物の建築に関し罪を犯し罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪および刑 あるときはその刑の執行を受けることがなくなった日 3 建築士法第9条第1項第4号または第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士または木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。その日 ある□ 年 月 日 4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1号の規定により一級建築士、二級建築士または木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間精神の機能の障害により二級建築士または木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 ある□ 年 月 日 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	福井県証紙貼付欄 (消印しないこと。) ※審査
--	----------------------------

注

- 数字は、算用数字を用いてください。
- ※欄は記入しないでください。
- のある欄は該当する□の中にシ印を付けてください。
- 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第一号の2 (第3条および第17条関係) 実務経歴書

私は、本送 建築士の試験 免許 を受けたので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

福井県知事 年 月 日 氏名 ①

勤務先 (部署名まで)		所在地 (番地まで)		在職期間の合計	
				年月～年月	年月数
				年月～年月	年月
在職期間		地位職名		建築実務の内容 (建築士法施行規則第1条の2)	
年月～年月	年月数				
建築実務の詳細					
建築実務経験期間の合計					
年 月					
対象物件の名称等		対象物件の所在地		建築実務経験期間	
				年月～年月	年月数
				年月～年月	年月
(1) 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)					
対象物件の名称等		対象物件の所在地		建築実務経験期間	
				年月～年月	年月数
				年月～年月	年月
(2) 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)					
対象物件の名称等		対象物件の所在地		建築実務経験期間	
				年月～年月	年月数
				年月～年月	年月
(3) 実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)					
対象物件の名称等		対象物件の所在地		建築実務経験期間	
				年月～年月	年月数
				年月～年月	年月

※審査

注

- 1 数字は、算用数字を用いてください。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 申請者が氏名を自署する場合には、押印を併署することができます。
- 4 この実務経歴書は勤務先 (自営業を含む。) ことに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
- 5 記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合があります。

様式第1号の3 (第3条および第17条関係)

実務経歴証明書

年 月 日

福井県知事

様

証明者

④

住所・所在地

電話番号

免許申請者(受験申込者)との関係

下記の者が申請した二級(木造)建築士免許申請書(受験申込書)に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 免許申請者(受験申込者)氏名

2. 建築実務経歴

建築実務経験期間の合計:

年

月

建築実務の内容:

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明してください。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

様式第三号から様式第六号までを次のように改める。

様式第3号 (第6条関係)

二級 建築士登録事項変更届 兼 免許証書換え交付申請書
木造

次のとおり登録事項に変更をいたしましたので、建築士法施行細則第6条第1項の規定により届け出ます。また、同条第2項の規定により書換え交付を申請します。

福井県知事 様 年 月 日

申請者 住所

氏名 ㊟

登録事項		変更
1	ふりがな	
2	生年月日	
3	性別	
4	登録番号	
5	登録年月日	
6	変更年月日	
7	変更の理由	写真 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名および撮影年月日を書いてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
8	講習受講履歴 歴記載希望	有 ・ 無

福井県証紙貼付欄 (消印しないこと。)

注 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第3号の2 (第6条の2関係)

二級 建築士免許証書換え交付申請書
木造

次のとおり免許証に記載された事項等に変更がありましたので、建築士法第5条第3項の規定により書換え交付を申請します。

福井県知事 様 年 月 日

申請者 住所

氏名 ㊟

1	ふりがな	写真 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名および撮影年月日を書いてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
2	生年月日	
3	性別	
4	登録番号	
5	登録年月日	
6	講習受講履歴 歴記載希望	有 ・ 無

福井県証紙貼付欄 (消印しないこと。)

注 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第4号 (第7条関係)

二級 建築士免許証再交付申請書
木造

汚損 免許証を 亡失 しましたので、建築士法施行細則第7条の規定により次のとおり再交付を申請します。

福井県知事

様

年 月 日

申請者 住所

氏名

㊟

1	ふりがな	写真 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名および撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
2	生年月日	
3	性別	
4	登録番号	
5	登録年月日	
6	汚損または亡失の年月日	
7	汚損または亡失の理由 (具体的に詳しく記入のこと。)	
8	講習受講履歴 歴記載希望	有 ・ 無

福井県証紙貼付欄 (消印しないこと。)

注 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第4号の2 (第8条関係)

二級 建築士死亡等届
木造

次の者は、年 月 日、建築士法第8条の2第 号に該当することとなったので、同条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

福井県知事

様

届出者 住所

氏名

㊟

1	ふりがな	
2	生年月日	
3	性別	
4	登録番号	
5	登録年月日	

注 届出者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第5号(第8条関係)

二級 建築士免許取消申請書
木造

二級 建築士免許の取消しを受けたので、免許証を添えて、次のとおり申請します。

年 月 日

福井県知事

様

申請者 住所

氏名

⑩

1	ふりがな	
2	生年月日	
3	性別	
4	登録番号	
5	登録年月日	
6	取消の理由	

注 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第6号(第8条関係)

二級 建築士失踪宣告届
木造

次の者は、年 月 日、失踪の宣告を受けましたので、建築士法施行細則第8条第3項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

福井県知事

様

届出義務者住所

届出義務者氏名

本人との続柄

⑩

1	ふりがな	
2	生年月日	
3	性別	
4	登録番号	
5	登録年月日	

注 届出者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第九号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験または木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正前の建築士法施行細則第三条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の二級建築士試験または木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験または木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第十五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

福井県告示第80号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第一項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年2月28日

福井県知事 杉本 達治

次吉地区急傾斜地崩壊危険区域

市 町	字	地番
小浜市	次吉	
	52号奥町	1の一部
	54号宮ノ上	10-1の一部 11の一部 12の一部 15-1の一部 15-2の一部 19-1の一部 20-1の一部 21-1の一部 21-2の一部 21-3の一部 21-4の一部 21-5 26の一部 33の一部 36-1の一部 37-1の一部

	部 38-1 38-2の一部 38-3 38-4 38-5の一部 38-6の一部 39-1 39-2 40-1の一部 40-2の一部 41の一部
68号村上山	23の一部 25の一部 26-1 26-2 27 28の一部 29の一部 30の一部 31 32 33 33-1の一部 34の一部 35の一部 36-1の一部 36-2の一部 36-3 37
69号宮ノ腰	2の一部

福井県告示第81号

建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第4項第3号の規定に基づき、同項第1号または第2号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認める者を、次のとおり定める。

令和2年2月28日

福井県知事 杉本 達治

- 1 次の表(イ)欄に掲げる学校において、(ロ)欄に掲げる科目を修めて卒業(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては修了)した後、それぞれの区分に応じ、(ハ)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(イ)	(ロ)	(ハ)
学校教育法による大学または高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号(以下「第749号告示」という。)の第1第1号または第2号に規定する科目(以下「第1号指定科目」という。) 。この場合において、第749号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。	1年
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学	令和元年国土交通省告示第750号(以下「第750号告示」という。)の第1第1号または第2号に規定する科目(以下「第2号指定科目」という。) 第1号指定科目	2年
	第1号指定科目	0年
	第1号指定科目。この場合において、第749号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。	1年

校または職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校	「と読み替えるものとする。第2号指定科目」	2年
学校教育法による高等学校または中等教育学校	第2号指定科目。この場合において、第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	3年

(注) (ろ) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)または専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)または専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校または職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校もしくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校または中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2 次の表(イ) 欄に掲げる学校を卒業した

ことを入学資格とする学校教育法による専修学校または各種学校において、修業年限が(ろ) 欄に掲げる年数以上で、(は) 欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に) 欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(イ)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校もしくは旧中等教育学校または旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	2年	第1号指定科目 第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。 第2号指定科目	0年 1年
学校教育法による中等学校または義務教育学校	2年 1年	第2号指定科目。この場合において、第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。 第2号指定科目。この場合において、第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	2年 3年 4年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表(イ) 欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校または認定職業訓練において、修業年限が(ろ) 欄に掲げる年数以上で、(は) 欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に) 欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(イ)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校	3年	第1号指定科目。この場合において、第74	1年

等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令による中等学校	1年	第2号指定科目	2年
学校教育法による中学校または義務教育学校	3年	第2号指定科目	2年
	2年	第2号指定科目。この場合において、第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	3年
	1年	第2号指定科目。この場合において、第750号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	4年

(注) (ハ) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下「平成18年改正法施行日」という。）前に同法による改正前の建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験または木造建築士試験の受験資格の認定を受けた課程（以下「認定課程」という。）を修めて卒業した者で、平成18年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数とを合わせてそれぞれ認定課程ごとに定める年数以上有することとなる者

5 平成18年改正法施行日前から引き続き認定課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後に認定課程を修めて卒業した後、それぞれ認定課程ごとに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

6 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号および第2号と同等以上の知識および技能を有すると認める者

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

福井県告示第82号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号の規定に基づき、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認める者を、次のとおり定める。

なお、建築士法第15条第1号および第2号と同等以上の知識および技能を有すると認める者（平成20年福井県告示第643号）は、令和2年2月29日をもって廃止する。

令和2年2月28日

福井県知事 杉本 達治

1 次の表（イ）欄に掲げる学校において、（ロ）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、（ハ）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

(イ)	(ロ)	(ハ)
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校または職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第753号（以下「第753号告示」という。）の第1第1号または第2号に規定する科目（以下「指定科目」という。）	0年
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校または中等教育学校	指定科目。この場合において、第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	1年

(注) (ろ) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校または職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校もしくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校または中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2 次の表(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校または各種学校において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校			
学校教育法による中等学校または義務教育学校	2年	指定科目。この場合において、第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	1年
	1年	指定科目。この場合において、第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	2年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令

第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校または認定職業訓練において、修業年限が(ろ)欄に掲げる年数以上で、(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令による中等学校			
学校教育法による中等学校または義務教育学校	3年	指定科目	0年
	2年	指定科目。この場合において、第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。	1年
	1年	指定科目。この場合において、第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。	2年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日前に同法による改正前の建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験または木造建築士試験の受験資格の認定を受けた課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者

5 建築士法第2条第5項に規定する建築設

備士
6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号と同等以上の知識および技能を有すると認める者
附 則
この告示は、令和2年3月1日から施行する。

福井県告示第83号
建築基準法(昭和25年法律第201号)
第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により次のとおり公告する。
令和2年2月28日
福井県嶺南振興局長 池田 慎 孝

- 1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
小浜市木崎第32号10番地の1
モリタ不動産
代表者 森田 正法
- 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅 員 (単位:メートル)	延 長 (単位:メートル)
小浜市木崎32号中辻堂 10番5、10番6、10番9、小浜市木崎32号中辻堂地先里道、同所 40号藪田地先水路	7.00	39.60

公 告

福井県水源涵養地域保全条例(平成25年福井県条例第19号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定に基づき、水源涵養

地域を指定する予定であるので、条例第10条第3項の規定により、次のとおり公告し、図面および関係書類を縦覧に供する。
なお、水源涵養地域の指定に直接の利害関係を有する者は、条例第10条第4項の規定により、縦覧期間満了の日までに福井県に意見書を提出することができる。
令和2年2月28日
福井県知事 杉本 達治

- 1 水源涵養地域に指定する予定の区域
平成30年1月1日から令和元年12月31日までの間に、森林法(昭和26年法律第249号)第25条の規定により指定された水源かん養保安林
- 2 縦覧に供する期間および場所
(1) 縦覧に供する期間
令和2年2月28日から令和2年3月13日まで
(2) 縦覧に供する場所
福井県農林水産部森づくり課ならびに福井県福井農林総合事務所林業部、福井県坂井農林総合事務所林業部、福井県奥越農林総合事務所林業部、福井県丹南農林総合事務所林業部、福井県嶺南振興局林業水産部および福井県嶺南振興局二州農林部

- 3 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県農林水産部森づくり課

社土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和元年12月19日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。
令和2年2月28日
福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	池上 丈夫	福井市東下野町第9号96番地
〃	森國 典昭	福井市西下野町第12号14番地3
〃	前田 次三郎門	福井市久喜津町第70号67番地
〃	長谷川 敏樹	福井市久喜津町第69号51番地
監 事	濱 誠一	福井市西下野町第12号16番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)
第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、越前市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和2年2月28日
福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称
(1) 種類
丹南都市計画下水道
(2) 名称
越前市公共下水道
- 2 縦覧場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)
第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、越前市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和2年2月28日
福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称
(1) 種類
丹南都市計画汚物処理場

- (2) 名称
第一清掃センターし尿処理場
2 縦覧場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

議会訓令

福井県議会訓令第1号

福井県議会

福井県議会議員記章規程を次のように定める。

令和二年二月二十八日

福井県議会議長 田中 宏典

福井県議会議員記章規程

福井県議会議員記章規程(昭和三十三年福井県議会訓令第2号)の全部を改正する。

第一条 福井県議会議員(以下「議員」という。)は、別記様式による福井県議会議員記章(以下「議員記章」という。)を着用しなければならない。

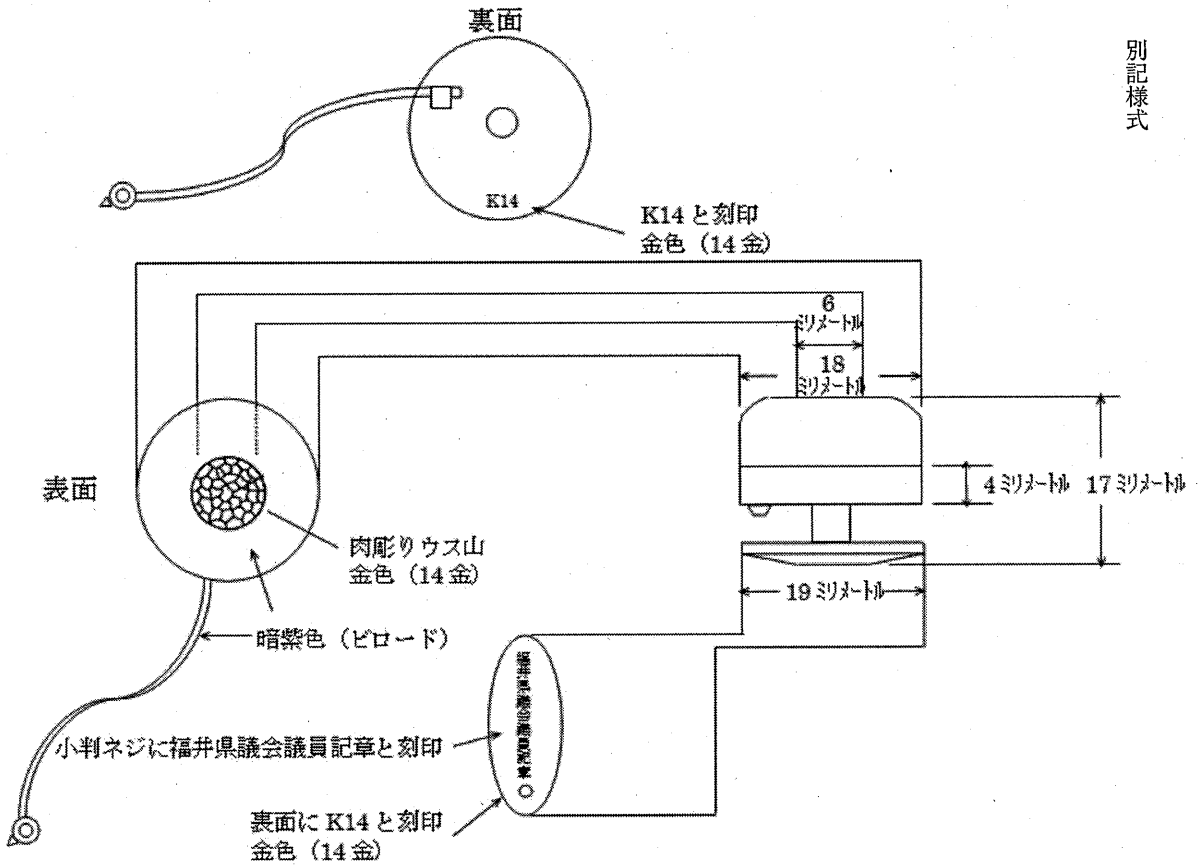
第二条 議員記章は、議員一人につき一個とし、その在職中これを貸与する。ただし、貸与を受けた議員記章を亡失し、または著しく毀損したときは、直ちにその旨を届け出て再交付を受けなければならない。この場合には、その実費を徴収する。

第三条 議員記章は、任期満了、辞職、失職、死亡等の理由により議員でなくなった場合には、速やかにこれを返還しなければならない。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式



福井県議会訓令第2号

福井県議会

福井県議会議政局の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月28日

福井県議会議長 田中 宏典

福井県議会議政局の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令

福井県議会議政局の職員等の旅費取扱規程(平成10年福井県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「福井県一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。)」を「福井県一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。)」に改める。

第2条中「福井県一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和29年人事委員会規則第1号)」を「福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則(昭和29年人事委員会規則第1号)」に改める。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(政党の支部)

(法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
令和2年2月7日	立憲民主党福井県第1区総支部	野田 富久	幸川 賢悟	福井市中央1-3-5	衆議院議員	○

福井県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成31年4月1日	山口志代治後援会	山口 志代治	代表者 山口 志代治 会計責任者 山口 多鶴子	城戸 恒彌 岡崎 新石工門	
令和元年7月1日	日本葉業政治連盟福井県支部	師田 泰伸	会計責任者 北嶋 邦由	中條 修	
令和2年1月1日	高木つよし宮崎村後援会	木村 繁	主たる事務所の所在地 丹生郡越前町蛸口3-1-8 代表者 木村 繁	丹生郡越前町小曾原1-1-2 井上 信雄	
令和2年1月1日	山崎正昭宮崎村後援会	木村 繁	主たる事務所の所在地 丹生郡越前町蛸口3-1-8 代表者 木村 繁	丹生郡越前町大谷10-3 佐藤 喜代治	
令和2年1月15日	立憲民主党福井県連合	野田 富久	会計責任者 幸川 賢悟	諏訪 信一	
令和2年1月24日	杉本達治後援会連合会	清川 忠	名称 杉本達治後援会連合会	杉本達治後援会	

			代表者	清川 忠	内田 高義
令和2年1月25日	衆議院議員高木つよし名田庄後援会	中塚 寛	会計責任者	中塚 浅右衛門	中塚 好美
令和2年2月2日	福井を元気に、新しい福井をつくる会	西川 一誠	主たる事務所の所在地	丹生郡越前町西田中19-8-1	福井市大手3-5-7K Sビル

福井県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和元年7月15日	法輪会	高島 隆男
令和元年8月31日	北川晶子後援会	北川 晶子
令和元年12月20日	猿橋啓一後援会	福井 幸男
令和元年12月20日	のだけ後援会	野田 富久
令和元年12月31日	北山謙治後援会	久保 憲司
令和元年12月31日	くわた和弘後援会	木村 正行
令和元年12月31日	正しい県政を継続する会	吉岡 隆治
令和元年12月31日	西本清司を励ます会	西本 吉右エ門
令和元年12月31日	東野孝後援会	近藤 幸一

福井県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年2月28日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
------------------	-----------	-----------------

北川 晶子	北川晶子後援会	令和元年8月31日
野田 富久	のだけ後援会	令和元年12月20日

福井県選挙管理委員会告示第15号

平成29年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成30年福井県選挙管理委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

〔その他の政治団体〕の福井太郎会の項中

- 「 2 支出総額 20,000
 3 翌年への繰越額 565,805
 5 支出の内訳 を
 経常経費 20,000
 事務所費 20,000 」

- 「 2 支出総額 123,240
 3 翌年への繰越額 462,565
 5 支出の内訳 に
 経常経費 20,000
 事務所 20,000
 政治活動費 103,240
 組織活動費 103,240 」

改める。

福井県選挙管理委員会告示第16号

平成30年分の政治団体の収支報告書の要旨（令和元年福井県選挙管理委員会告示第81号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

〔政党の支部〕の公明党嶺南総支部の項中

- 「 1 収入総額 565,805
 前年収入額 565,805
 本年収入額 0 を
 2 支出総額 20,000 」

- 3 翌年への繰越額 545,805」

- 「 1 収入総額 462,565
 前年収入額 462,565
 本年収入額 0 に
 2 支出総額 20,000
 3 翌年への繰越額 442,565」

改め、〔その他の政治団体〕の福井太郎会の

項中

- 「 2 支出総額 68,924
 3 翌年への繰越額 794,830
 5 支出の内訳 を
 政治活動費 64,200
 組織活動費 59,200 」

- 「 2 支出総額 568,924
 3 翌年への繰越額 294,830
 5 支出の内訳 に
 政治活動費 564,200
 組織活動費 59,200
 選挙関係費 500,000 」

改める。

福井県選挙管理委員会訓令第1号

福井県選挙管理委員会訓令第1号

福井県選挙管理委員会

福井県選挙管理委員会の職員等の旅費取扱

規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月28日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

福井県選挙管理委員会の職員等の旅費

取扱規程の一部を改正する訓令

福井県選挙管理委員会の職員等の旅費取扱

規程（平成10年福井県選挙管理委員会訓令

第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「福井県一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和25年福井県条例第46号）および福井県一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則」を「福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例（昭和25年福井県条例第46号）および福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

令和二年二月二十八日印
令和二年二月二十八日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
福井県福井市文京二丁目十九番一十 高桑印刷株式会社

☎ 〇六三三三番